

● 資料 2 ●

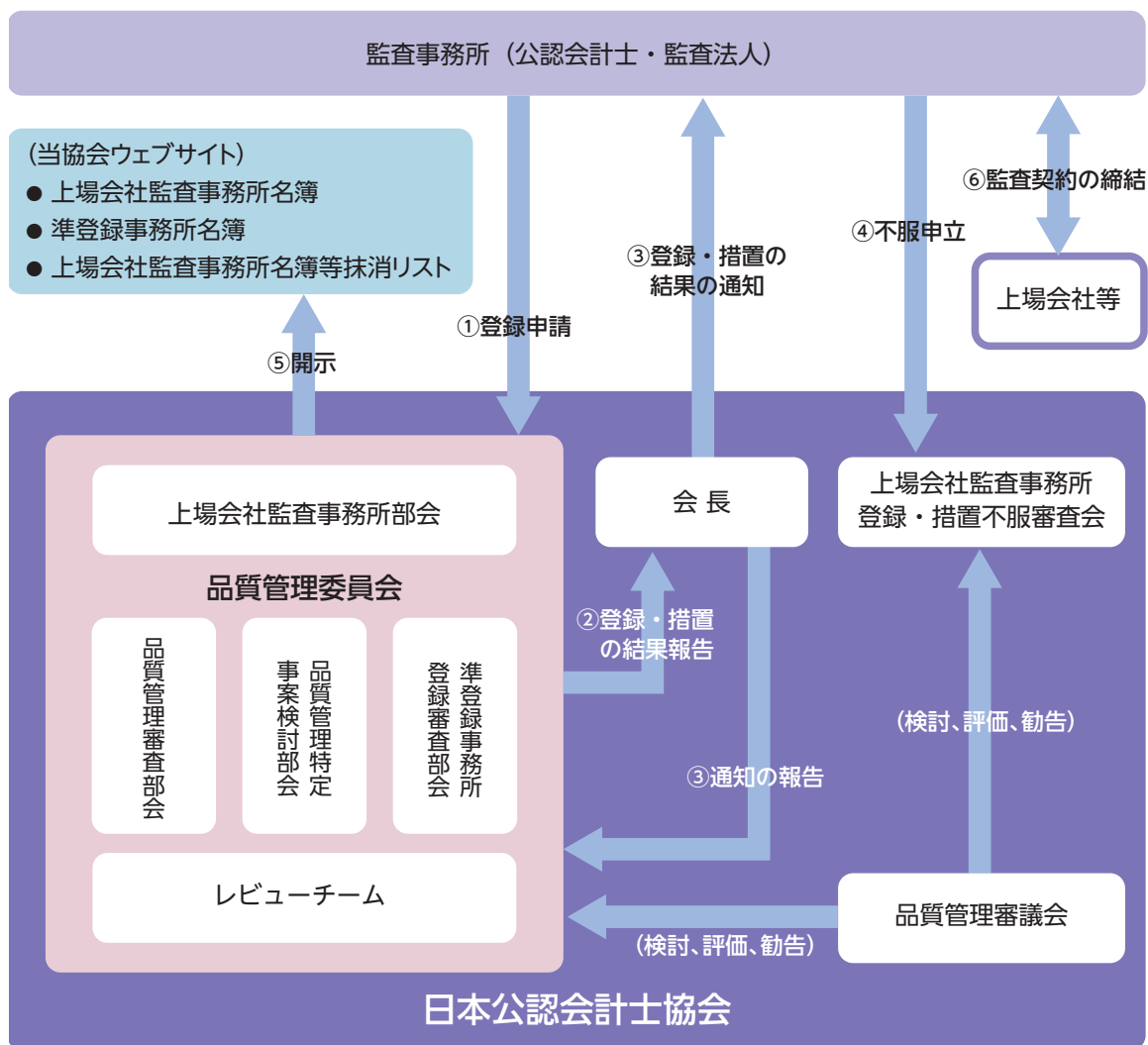
上場会社監査事務所登録制度



1. 上場会社監査事務所登録制度の概要

上場会社監査事務所登録制度の流れは図1に示したとおりである。なお、当該制度については、「品質管理レビュー制度O&A」において詳細な説明を行っているので参考にしていきたい。

図1【上場会社監査事務所登録制度】



(注)

- ① 登録申請（会則第128 条、第128 条の2、第128 条の3）
例えば、新たに上場会社との監査契約を予定している場合、上場会社監査事務所となる前に準登録事務所名簿への登録を申請しなければならない。
- ② 登録・措置の結果報告（会則第134 条第1項）
品質管理委員会は登録の可否、措置内容等、名簿再登録制限者の指定などを会長に報告する。
- ③ 登録・措置の結果の通知及び報告（会則第134 条第2項）
会長は報告を受けた場合はその旨を監査事務所又は会員に通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
- ④ 不服申立（会則第135 条）
決定に不服があるときは上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。
- ⑤ 開示（会則第127 条第2項）
上場会社監査事務所部に、名簿を備え開示する。
- ⑥ 監査契約の締結（会則第128 条）
準登録事務所名簿に登録された監査事務所が新たに上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を申請しなければならない。

(1) 上場会社監査事務所名簿等への登録

上場会社を監査する監査事務所は、上場会社監査事務所部会への登録申請が義務付けられており、上場会社監査事務所名簿に登録するためには通常レビューを受けなければならない。上場会社監査事務所名簿等への登録の流れは以下のとおりである。

① 準登録事務所名簿への登録

上場会社監査事務所名簿等に登録されていない監査事務所の場合には、準登録事務所名簿への登録後に上場会社と監査契約を締結しなければならない。準登録事務所名簿への登録には、以下の二つの場合がある。

ア. 上場会社との監査契約を予定している場合

上場会社との監査契約を予定している監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、書類審査を行い、必要と認めた場合には、面談又は往査を実施し、品質管理委員会（準登録事務所登録審査部会）の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施前監査事務所」として登録を行う。

イ. 上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社の監査を行っている場合

上場会社との監査契約の予定はないが上場会社の監査を行う意向があり、上場会社と同等と認められる会社（会計監査人設置会社で売上高10億円以上）の監査を行っている監査事務所から準登録事務所名簿への登録の申請があった場合、申請書類による審査に加えて通常レビューを実施し、品質管理委員会（品質管理審査部会）の審議、承認を経て準登録事務所名簿へ「品質管理レビュー実施済監査事務所」として登録を行う。

② 上場会社監査事務所名簿への登録

準登録事務所名簿に登録されている監査事務所が新たに上場会社監査事務所となったときは、上場会社監査事務所名簿への登録を品質管理委員会に申請しなければならない。品質管理委員会は、品質管理審査部会の審査結果の報告（承認申請）に基づいて、上場会社監査事務所部会の名簿への登録の可否案及び同部会の登録事務所に対する登録に関する措置案を審議し、その結果を会長に報告する。その後所定の手続を経て、品質管理委員会は上場会社監査事務所名簿にその結果を反映する。

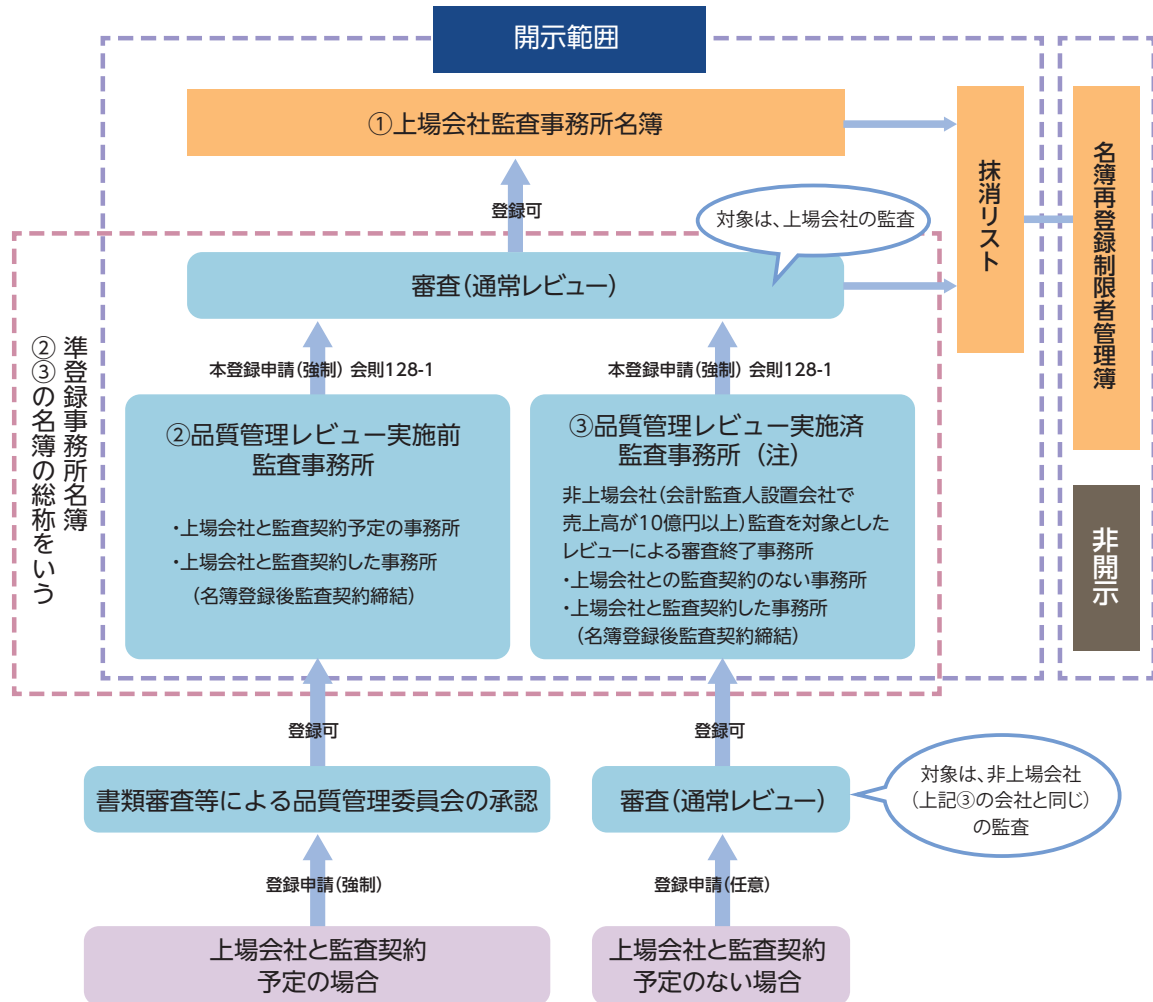
③ 上場会社監査事務所名簿等への登録を認めない場合

品質管理審査部会又は準登録事務所登録審査部会が上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない審査結果を品質管理委員会に報告した場合には、品質管理特定事案検討部会でこれを検討し、検討結果を品質管理委員会に報告し、品質管理委員会が審査の上、これを決定する。準登録事務所名簿に登録されている監査事務所について、上場会社監査事務所名簿への

登録を認めない決定に関し所定の手続を経てその効力が生じたときは、当該監査事務所を上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載し、その名称、申請を認めなかった旨その他規則で定める事項を開示する。

なお、上場会社監査事務所名簿への登録の流れを図2に示している。

図2【上場会社監査事務所名簿への登録の流れ】



(注) 3年に1度の定期レビューを実施する。

(2) 名簿再登録制限者の指定及び指定の解除

品質管理委員会は、登録に関する措置、一定の行政処分又は当協会の懲戒処分により監査事務所が上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載された場合、又は、上場会社の監査業務に起因して業務執行責任者が一定の行政処分又は当協会の懲戒処分を受けた場合に、監査事務所、監査事務所の代表者、監査業務執行責任者を名簿再登録制限者として指定し、上場会社監査事務所部会に備える名簿再登録制限者管理簿に記載する。なお、名簿再登録制限者管理簿は開示せず、名簿再登録制限者管理簿に記載されているか否かについて、品質管理委員会は会員本人からの申請があれば、申請者分について、申請者本人及び申請者の指定する者に証明書を交付する。

上場会社監査事務所名簿等に登録されている監査事務所は、名簿再登録制限者に指定された会員を、上場会社の監査業務の主要な担当社員等とすることは認められていない。

なお、名簿再登録制限者として指定された会員は、名簿再登録制限者に指定された後に実施した所定の監査業務がある場合は、当該監査業務について品質管理の状況のレビューを受け改善が確認されたとき、所定の監査契約がない場合は、名簿再登録制限者に指定された年度後5年間継続して継続的専門研修制度における法定監査業務に従事する会員に係る必須単位を取得したときに、品質管理委員会に指定の解除を申請し、指定の解除を受けることができる。

(3) 上場会社監査事務所登録・措置の不服審査

上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定等の通知を会長から受けた監査事務所は品質管理委員会の当該決定に不服がある場合には、上場会社監査事務所登録・措置不服審査会に不服申立をすることができる。

同不服審査会は、会員3名及び会員外の有識者2名で組織されており、審査の結果、不服を認めたときは、品質管理委員会に再審査を要請し、品質管理委員会は再審査の結論を会長に報告する。審査の結果、同不服審査会が不服を認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を会長に報告する。この報告を受けた会長は、監査事務所に対し、その旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告する。報告を受けた品質管理委員会は、報告の結果に基づき、上場会社監査事務所部会の名簿に反映する。

2. 上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録状況

平成28年5月19日から平成29年5月18日までの上場会社監査事務所部会における監査事務所の登録の増減の状況は、以下のとおりである。

(単位：監査事務所)

	平成28年 5月19日	増加	減少	平成29年 5月18日
上場会社監査事務所名簿(本登録事務所) (A)	145	1 (注1)	15 (注2)	131
準登録事務所名簿(B+C)	11	3	3	11
品質管理レビュー実施前監査事務所 (B)	(7)	(3)	(3) (注1)	(7)
品質管理レビュー実施済監査事務所 (C)	(4)	(-)	(-)	(4)
上場会社監査事務所名簿等登録事務所 (A+B+C)	156	3 (注3)	17 (注3)	142
上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	2	2 (注1)	2 (注4)	2
名簿再登録制限者管理簿(注5)	7	-	-	7

(注1) 本登録事務所として登録を認める決定を受けた結果、上場会社監査事務所名簿に新たに登録された監査事務所は1事務所であり、登録を認めない決定を受けた結果、上場会社監査事務所名簿等抹消リストに記載された監査事務所は2事務所(うち1事務所は前年度の品質管理委員会の決定)であった。

(注2) 上場会社との監査契約がなくなった監査事務所は13事務所であり、合併により消滅した監査事務所は2事務所であった。

(注3) 準登録事務所名簿から上場会社監査事務所名簿への登録による増減数は含めていない。

(注4) 掲載期間終了した監査事務所は2事務所であった。

(注5) 人数を記載している。